

## 家電製品のチラシに対する注意喚起

2013年10月31日 消費者支援機構関西

消費者支援機構関西（以下、当団体という。）は、2011年9月に消費者より寄せられた情報に基づき、家電製品販売会社（以下同社という）に対し、質問事項を含む「お問い合わせ」等、意見交換を実施しました。しかしながら、同社は2011年12月以降該当のチラシに類する表示を行っていないと回答されましたので、今後今後同広告により消費者の誤認を招くおそれが無くなったものと判断し、お問い合わせ活動を終了しました。今回の家電製品のチラシは、広告の見方について広く消費者に紹介すべき教訓を含んでいると当団体は判断し、消費者に対して注意喚起を行います。

<寄せられた情報（一部資料の解像度の関係で見にくい部分があります）>

同社の2011年9月17日付チラシ広告においてA社製冷暖房インバーターエアコン（型番省略）（以下、本件製品といいます。）につき、次のような表示がなされていた。

すなわち、まずチラシ広告表題において、「決算 売り切れ御免！ 人気商品・省エネ家電も大処分！ あと6日間限り」「冷蔵庫／洗濯機／エアコン展示・処分品 店頭表示価格より最大30%引」との表示があり、その表題のすぐ下の部分に「①42V型フルハイビジョンプラズマ」「②3D対応HDD搭載ブルーレイレコーダー」と並んで、「③冷暖房インバーターエアコン」として、本件製品についての表示がなされている。

広告1の表示においては、「各日先着5台限り お一人様1台限り」「エアコンがなんと！」「ズバリ 本体特価！」などの表示とともに、「35,000円」との販売価格が表示されている。また、その販売価格の表示の下に、当該表示に使用されている文字と比較して小さな文字で、「エアコン標準据付工事料金+配管パイプ（4mまで）16,000円」「エアコン本体のみの販売はいたしておりません。」と表示されている。

同社の2011年9月10日付チラシ広告(広告2)では、「エアコン標準据付工事料金+配管パイプ(4mまで)」について、「10,000円」と表示されていた。



<当団体での調査>

前記情報を受け、当団体で調査したところ、次の事実が判明した。

すなわち、同社の2011年10月1日付チラシ広告(広告3)においては、同じ本件製品について、前記「35,000円」との販売価格の表示と同程度の文字の大きさ・太さで「49,800円」との販売価格が表示されていた(小さな文字で「標準据付工事セット」と表示があった)。



ところが、前記(広告3)「49,800円」にはエアコン本体の他に「標準据付工事+パイプ4m」が含まれているのに対し、前記(広告1)「35,000円」には「標準据付工事+パイプ4m」が含まれておらず、実際は「51,000円」(本体35,000円+「標準据付工事+パイプ4m」16,000円)を支払わなければ購入することができないものであった。

※広告1と広告3のエアコンはメーカーも型番も同じ商品です。

家電製品でエアコン等工事をしなければならない商品は、本体価格のみではなく工事費を含めた支払総額で比較するようにしましょう。